

目視外で無人航空機を飛行させる際には、安全を確保するために必要な人数の補助者を配置し、相互に安全確認を行う体制をとることを航空局標準マニュアル等で求めています。

一方で、補助者の配置については、塀やフェンス等を設置することや、第三者の立入りを制限する旨の看板やコーン等を飛行範囲や周辺環境に応じて設置することにより立入管理区画を明示し、第三者の立入りを確実に制限することができる場合は、それに代えることができます。

上記の方法によらず補助者を配置せずに目視外飛行を行う場合、飛行経路には第三者が存在する可能性が低い場所^(※)を設定してください。

※第三者が存在する可能性が低い場所は、山、海水域、河川・湖沼、森林、農用地、ゴルフ場又はこれらに類するもの。

補助者を配置しない目視外飛行(レベル3飛行)を行う場合には、DIPS2.0によるオンライン申請、もしくは書面による申請書を作成いただき、飛行させる空域を管轄する地方航空局等へ提出してください。

申請にあたり、「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領 5-4 (補助者を配置せずに飛行させる場合)」で求める各要件を必ず確認の上、飛行申請書を作成してください。

各要件を満たさない場合、レベル3飛行を行うことは認めておりません。

Word [無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書\(様式\)](#)

PDF [無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領](#)

飛行許可・承認申請書の記載例は参考まで下記に掲載します。

※R4.6.20適用版の様式での記載例となっておりますので、R4.12.5適用版の様式での申請が必要な場合は適宜記載事項を修正ください。資料は今後、RR4.12.5適用版として修正予定です。

PDF [無人地帯での補助者を配置しない目視外飛行承認申請の申請書記載例](#)

「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領5-4(3)キ」に基づき、航空機の確認を行う場合には[こちら](#)をご参照ください。

1. 緊急的な運航が予想される航空機の運航者(ドクターヘリの運航者、警察、消防機関など)は以下外部サイトからご確認ください。
 - [警察庁](#)
 - [消防庁](#)
 - [厚生労働省](#)
2. 航空機の運航者が所属する団体は以下資料をご確認ください。なお、飛行申請手続きに際し各審査部局から別途ご案内します。
 - [有人機団体連絡先リスト](#)